

社援保発0616第1号
国土動指第20号
国住賃第14号
国住心第59号
平成27年6月16日

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長



国土交通省土地・建設産業局不動産課長



国土交通省住宅局住宅総合整備課長



国土交通省住宅局安心居住推進課長



生活保護受給者の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する協力依頼について

日頃より厚生労働行政及び国土交通行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県等民生部局長及び住宅部局長に対して、生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について、取組を要請しているところですが、生活保護受給者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に当たっては、それぞれの地域で活動されている貴下会員の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えています。

つきましては、貴団体の支部等に対して、本通知の趣旨を周知いただき、生活保護受給者の民間賃貸住宅への円滑な入居のための取組へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別 添

社援保発0611第1号
国住賃第13号
国住心第57号
平成27年6月11日

各都道府県・指定都市・中核市
民生主管部（局）長
住宅主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）
国土交通省住宅局住宅総合整備課長
（公印省略）
国土交通省住宅局安心居住推進課長
（公印省略）

生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について

日頃より生活保護行政及び住宅行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年5月17日未明に発生した川崎市の簡易宿所火災では、被災者の多くは高齢の生活保護受給者であり、転居先となる住まいの確保が重要な課題となっています。今後、同様の事案が発生した場合等を含め、生活保護受給者の安心・安全な住まいを確保するための取組を強化していく必要があります。

生活保護行政においては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成27年1月9日）を踏まえ、本年7月に住宅扶助基準を見直すこととしたところです。その上で、住宅扶助の認定に当たっては、「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成27年5月13日社援保発0513第1号）において、福祉事務所は、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図るなどにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保の支援を行える体制を整えるなどの取組をお願いしているところです。

一方、住宅政策においては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、生活保護受給者である低額所得者を含む住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅（公営住宅、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等）の供給の促進や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進などを図ることとしています。

生活保護受給者については、簡易宿所等から地域生活への移行の促進や自立した生活を送ることができるような環境整備を進める観点から、生活保護施策等と民間賃貸住宅への円滑な入居に関する施策等との連携が重要となります。

つきましては、下記のとおり取組を実施する上での留意点をまとめましたので、各自治体におかれましても、福祉部局、住宅部局、居住支援協議会（住宅セーフティネット

法第10条第1項に基づき組織される協議会)、不動産関係団体、福祉関係団体等との連携のもと、これらの取組の充実を図っていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市町村(指定都市・中核市を除く。)に周知していただきますようお願いいたします。

なお、不動産関係団体の長に対して生活保護受給者の民間賃貸住宅への居住支援の協力につき依頼する予定ですので、念のため申し添えます。

記

1 住宅扶助に係る代理納付制度の積極的な活用等について

生活保護における住宅扶助費は、家賃等の実額を生活保護受給者に対して金銭給付するものですが、一部に家賃等の支払を滞納する事例が見受けられ、転居せざるを得ない状況に陥る場合があることについては、従来より指摘されているところです。住宅扶助に係る代理納付制度については、こうしたことを踏まえて、生活保護法(昭和25年法律第144号)第37条の2及び生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)第3条の規定により、生活保護受給者に代わり保護の実施機関が納付することを可能としています。住宅扶助の代理納付については、「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」(平成18年3月31日社援保発第0331006号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、その取扱いに係る留意事項を周知したところですが、福祉部局は、住宅扶助及び共益費の代理納付の趣旨を踏まえ、家賃等を滞納し得る生活保護受給者について、より一層の積極的な活用をお願いいたします。

また、生活保護受給者の安定した地域生活の継続を図ることを目的とした「居住の安定確保支援事業」(平成25年5月15日社援保発0515第2号)については、住宅扶助の代理納付の活用等により、安定的な家賃収入の確保について賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受け入れを促進するとともに、見守り等の日常生活を支援する取組を推進する事業であり、福祉部局は、生活保護受給者の居住支援のために、本事業の積極的な活用をお願いいたします。

2 公営住宅への入居について

住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸又は転貸される公営住宅には、生活保護受給者の地域生活の場としても積極的な役割を果たすことが期待されています。

そのため、生活保護受給者が公営住宅への入居を希望する場合、住宅部局と福祉部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言等を行うなど、特段の配慮をお願いいたします。

3 民間賃貸住宅への入居について

(1) 住宅確保要配慮者が入居可能な民間賃貸住宅の情報共有等について

住宅部局は各自治体の住宅相談窓口、居住支援協議会等が把握している生活保護受給者等の住宅確保要配慮者の入居が可能な民間賃貸住宅情報を福祉部局と共有す

るとともに、福祉部局は福祉事務所に対して情報提供をお願いいたします。

(2) 入居・居住支援サービス提供事業者等の情報共有等について

生活保護受給世帯の約半数は高齢者世帯ですが、家主は高齢者世帯の民間賃貸住宅への入居に対して、保証人の確保や入居中の安否等に不安を抱いており、結果として入居選別をしている場合もあります。

そういった家主の不安感を軽減し、生活保護受給者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進するためには、家賃債務保証、身元保証、見守りサービス、残存家財の整理等の入居・居住支援サービスの活用が重要になります。

そのため、福祉部局と住宅部局が連携し、各地域において入居・居住支援サービスの提供を実施している社会福祉協議会、NPO法人、民間事業者等の情報収集や本取組に対する協力依頼等を実施するとともに、福祉部局は福祉事務所に対して情報提供をお願いいたします。

なお、当該サービスの提供事業者に関する情報については、居住支援協議会で把握している場合もあるため、ご確認ください。

(3) 民間賃貸住宅の紹介に係る相談窓口について

生活保護受給者が入居可能な民間賃貸住宅の紹介に係る相談については、不動産関係団体等において相談を受け付けている場合がありますので、その旨福祉事務所のケースワーカー等へご案内いただきますようお願いいたします。

なお、相談窓口等の詳細については、別途、事務連絡でお知らせします。

4 居住支援協議会の活動等について

「居住支援協議会による「住まい」の包括サポートを実現するための取組について」（平成27年5月15日付け障発0515第2号、老高発0515第1号、国住心第30号）において、居住支援協議会の設立、活動強化等を依頼しているところですが、今回の趣旨をご理解いただき、さらなる居住支援協議会の活動の充実を図っていただきますようお願いいたします。